

宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、あらゆる教育の場を通じ、
「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」を育む教育を推進します。
さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわたって自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成をめざします。

宮崎県教育基本方針*1 は、本県教育の推進を図るため、教育関係者に県教育委員会の基本方針を示し、広く県民の理解と協力を得ることを目的として、昭和52年（1977年）に制定したものです。

その後、社会情勢の変化や国の動向、本県教育施策の推進状況などを踏まえ、7度の改正を行ってきましたが、制定当初から掲げる「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」をそなえ、「心身ともに調和のとれた人間の育成」を目指すという、この方針の根幹部分は変えることなく、不易の方針として、長く受け継いできました。

また、この方針の具現化を図るため、県は、平成23年（2011年）に「第二次宮崎県教育振興基本計画」を策定*2 しており、計画の中に掲げてきた「目指す県民像」*3 は、この方針を踏まえて、計画策定時の本県教育の課題や県民との意見交換等を参考に設定したものです。

今回、新しい県教育振興基本計画を策定するにあたり、計画の中に、この方針を明確に位置付け、計画の冒頭に示すこととしましたが、この方針には、目指す人間像（県民像）が含まれていることから、内容の重複を避けるため、これまで計画中に設定していた「目指す県民像」を整理し、その内容を、この方針の中に取り込むこととしました。その上で、近年の社会情勢の変化や国、県の動向等を踏まえ、上記のとおり「宮崎県教育基本方針」を一部改正することとしました。

*1 昭和46年度以前は「宮崎県教育基本方針」を示していたが、昭和47～51年度は「宮崎県教育重点施策」として、その前文に、それまでの方針にあたる内容を示していた。その後、昭和52年3月に、改めて「宮崎県教育基本方針」を制定した。

*2 「第二次宮崎県教育振興基本計画」は、それまで「宮崎県教育振興基本計画」として位置付けていた「宮崎の教育創造プラン」「宮崎県スポーツ振興基本計画」「宮崎県生涯学習振興ビジョン」「宮崎の就学前教育すくすくプラン」の4計画を統合して、平成23年7月に策定した。その後、平成27年7月に改定を行った。

*3 「第二次宮崎県教育振興基本計画」において設定した「目指す県民像」は、次の3つ。

- 夢や希望を抱き、生涯にわたって自己実現を目指す人
- ふるさとを愛し、地域や社会の発展に主体的に参画する人
- グローバルな視野をもって活動する人

